

県営住宅において 子育て支援のための共用部改修を 支援します(最大50万円)

期間延長します



【補助要件】

- 子育て支援のための共用部の改修・整備に必要な次の経費が補助対象です。ただし、消耗品にかかる費用は含みません。
 - 1 子どもが楽しめる空間づくり事業
 - 2 子どもが安心できる環境づくり事業
- 「1 子どもが楽しめる空間づくり事業」を10万円以上実施することが補助の必須条件です。ただし、エアコンやトイレの設置・改修のみ等、事業効果が乏しいと判断した場合は選定されないことがあります。
- 整備した遊具等は、県営住宅内だけでなく、地域交流にも活用してください。
- 一度の申請で複数箇所の改修・整備を行う場合も補助対象となりますが、一度補助を受けた共用部の箇所は、以後この事業の補助対象にはなりません。
- 1自治会につき1回まで、50万円を補助の上限とします。一度補助を受けた自治会は、以後この事業の補助を受けることはできません。
- **令和6年11月29日までに申請書類を指定管理者に提出してください。**内容を審査の上、12月27日までに補助金交付の可否を通知します。
- **令和7年2月28日までに事業を完了し、実績報告を行う必要があります。**(令和6年10月中に交付決定を受けた場合は令和7年1月31日まで)
- 予算の上限に達した場合は申請の受付を終了します。

補助対象事業	具体例	備考
1 子どもが 楽しめる空間 づくり事業	・ 集会所内のキッズスペース設置 (遊具、ボールプール、クッション床等) ・ 集会所内の児童用本棚・書籍の購入 ・ 集会所内キッチン改修、調理器具の購入 ・ 集会所エアコンの設置・改修 ・ 集会所トイレの改修(和式→洋式化、 多機能化等) 等	事業費10万円以上
2 子どもが安心 できる環境 づくり事業	・ 共用部への防犯カメラの設置 (リース契約の場合は、新規設置にかかる 初年度分のリース代のみ対象) ・ ベビーカーのための通路段差解消 等	

申請書類は指定管理者に提出してください。
様式は県HPからダウンロードできます。



事業に関するお問い合わせは
兵庫県まちづくり部公営住宅管理課
TEL：078-230-8461